

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期目標（第4期）の変更  
に基づく中期計画（第4期）の変更について  
（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく変更）

2022年8月31日  
内閣府北方対策本部

1. 独立行政法人の目標変更にとまなう計画変更

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定、令和4年6月7日改定。以下「デジタル重点計画」という。＜参考2＞）において、各独立行政法人（全ての独立行政法人が対象）の主務大臣は、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定＜参考3＞）を踏まえ、令和4年度（2022年度）中に中期目標を速やかに変更することとされ、（独）北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）の現行の中期目標（2018～2022年度）の変更を本年7月20日に行った。

北対協から、上記の中期目標変更に対応するため、中期計画（第4期）変更案が提出されており、同変更を承認することとしたい。

2. 北対協の中期計画（第4期）の変更内容

中期計画（第4期）の各項目のうち、デジタル重点計画で定められた内容に沿って変更した中期目標（第4期）に対応し、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」に、「(7) デジタル化による業務運営の効率化」を追加し、以下の3点を追記している。

○「デジタル庁が策定した「情報システム整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの整備及び管理を行う」こと。

○「PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）の設置等の体制整備を行う」こと。

○「情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備を行う」こと。

3. 北対協の中期計画（第4期）の変更案

資料3（中期計画（案））のとおり。（資料2（新旧対照表）を参照）